

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和2年2月28日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p>I (略)</p>	<p>I (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険</p> <p style="text-align: center;">基本保険料率(%) = $0.00009 \times X \times \text{信用付保率} \div 0.8 \times c$</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（一の契約に含</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険</p> <p style="text-align: center;">基本保険料率(%) = $0.00009 \times X \times \text{信用付保率} \div 0.8 \times c$</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（一の契約に含</p>	

新	旧	備考
<p>まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が10億円以上のものに限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。) の場合は、2.0とする。<u>ただし、支払保証状を取得する場合は1.0とする。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(v) (略)</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、E F格、P N格、P U格又はP T格の者(海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が10億円以上のものに限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。)の場合は、2.0とする。<u>ただし、支払保証状を取得する場合は1.0とする。</u></p> <p><u>なお</u>、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、支払保証状又はこれに準ずる書面を取得する場合は、同表中「代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。その他の場合は、E A格とする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(v) ~ (二) (略)</p> <p>3 ~ 8 (略)</p>	<p>まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が10億円以上のものに限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。) の場合は、2.0とする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(v) (略)</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、E F格、P N格、P U格又はP T格の者(海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が10億円以上のものに限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。)の場合は、2.0とする。</p> <p><u>ただし</u>、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、支払保証状又はこれに準ずる書面を取得する場合は、同表中「代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。その他の場合は、E A格とする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(v) ~ (二) (略)</p> <p>3 ~ 8 (略)</p>	
[2] ~ [10] (略)	[2] ~ [10] (略)	

新	旧	備考
Ⅲ (略) 附 則 <u>この改正は、令和2年3月18日から実施する。</u>	Ⅲ (略)	
別表第1～別表第6 (略)	別表第1～別表第6 (略)	